!お知らせ!

大森ふるさとの浜辺公園は

カヤック等(櫓かい舟)の利用ができます。 利用の届け出、許可等は不要です。 他の利用者に迷惑にならないよう行動してください。

大田区の公式回答を印刷して携帯してください。

大田区からカヤック等の舟の利用についての質問に対する公式回答

大田区まちなみ整備課からの回答

「大森ふるさとの浜辺公園内へのカヤック等の乗り入れについてですが、他利用者の公園利用を妨げない状況であれば、園内の自由利用の範囲と考えられますので乗り入れは可能であり、特段禁止はしておりません。しかし、この公園は多数の方が利用される公園です。連休時期や夏季等で浜辺や海域が多くの人で混雑している場合は、他の利用者との接触事故なども予想されます。また、このような状況のほかに、利用者同士のトラブルが予想される場合など、事前回避のため公園管理上ご遠慮いただくことも予想されますので申し添えます。園内の方々みなさんが快適、安全に公園を利用していただくよう配慮してまいりますのでどうかご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。」

平成20年2月19日 大田北地域行政センター まちなみ整備課 まちなみ整備担当(遠藤)

·連絡先:大森まちなみ維持課(部署名が変わりました):03-5764-0643

大森青ベかカヌークラブのメール: airfox77@n00.itscom.net